

令和7年度 徳島県海岸漂着ごみ組成調査業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度徳島県海岸漂着ごみ組成調査業務

2 調査の目的

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第22条では、「国及び地方公共団体は、(略)定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。」と規定されている。

この規定を踏まえ、本県での漂着ごみの漂流・漂着メカニズムを把握し、効果的な抑制対策を実施するために、漂着ごみの組成及び存在量並びにこれらの経年変化を調査することを目的とする。

3 委託業務の内容

(1) 海岸漂着ごみの組成調査

ア 調査回数 各調査地点ごとに1回とする。

イ 調査時期 委託者との協議により決定する。ただし、出水等により突然的に漂着量が多くなる時期を除き、常態的な状況において漂着量が多くなる時期（季節風などにより漂着量が多くなる時期）を基本とする。

ウ 調査地点 次の3沿岸で3海岸とする。ただし、これに拘りがたい事情が生じた場合は、委託者と協議の上、調査地点を選定する。

・讃岐阿波沿岸 瀬戸漁港海岸（鳴門市瀬戸町大島田）

・紀伊水道西沿岸 小松海岸（徳島市川内町）

・海部灘沿岸 内妻地区（海部郡牟岐町内妻）

エ 調査範囲 上記「ウ 調査地点」で指定する各海岸において、目視により、漂着ごみ量が平均的とみられる地点で、汀線方向の幅50メートル、海岸汀線から海岸の後背地（植生があるところ）までの間を対象とする。ただし、海岸の奥行きが広く（30メートル以上）、ごみの最も多い場合に、後背地（植生があるところ）まで全ての範囲を対象とすることが困難な時には、潮汐による年間の汀線の移動範囲か、汀線から30メートルまでのどちらか広い範囲を調査対象とする。

オ 調査方法 環境省が作成した「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン（令和7年5月 第4版）」（以下「ガイドライン」という。）の「7. 調査方法」に基づき実施する。

なお、ペットボトル、ペットボトルのキャップ・ふた、漁業用の浮子（ブイ）については、バーコードやラベル等の表記が読み取れるものについては、言語の特定を行い、データシート（ガイドライン別紙6）に記入すること。

(2) 調査のため回収した海岸漂着ごみの処分

調査のため回収したごみは、分類及び計測が終了後、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び各市町村等の廃棄物処理計画に則り、適正に処理を行うこと。

(3) 成果品の提出

受託者は海岸漂着ごみの組成調査終了後、速やかに各調査地点に係る次の書類を委託者に提出すること。

ア ガイドラインの「(別紙5) 漂着ごみデータシート(必須項目・オプション項目)」及び「(別紙6) 言語表記等調査のデータシート」

イ 作業日報

様式は任意であるが、作成にあたり次の事項に留意すること。

(ア) すべての作業日について作成すること。

(イ) 各作業日ごとに、作業年月日、作業場所、作業内容を記載するほか、作業内容及び漂着物の様子(全体及び詳細)が把握できる写真を添付すること。

ウ その他効果の検証に必要な資料

(4) その他

本事業の円滑な実施に必要な業務を行うこと。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月6日までとする。

5 その他

本調査結果の情報をもとに、「徳島県における海岸漂着ごみ組成調査の結果」の更新を行うこと。